

林業種苗法第二十四条第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する種苗の配布区域を定める件  
 昭和四十六年二月一日 農林省告示第百七十九号

最終改正：令和五年六月十三日農林水産省告示第七百三十五号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第二十四条第一項の規定に基づき、農林大臣の指定する種苗の配布区域を次のように定める。  
 林業種苗法第二十四条第一項の配布区域は、次の各号に掲げる樹種ごとに、当該各号の表の上欄に掲げる区域において採取され、又は育成される種苗について、当該下欄に掲げる区域とする。

一 すぎ

種苗が採取され、又は育成される区域		種苗の配布区域
第一区	北海道 渡島総合振興局管内、檜山振興局管内	第一区、第二区、第三区及び第七区
	青森県 一円	
	岩手県 一円	
	秋田県 一円	
	山形県 一円	
第二区	福島県 会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡	第一区、第二区、第三区、第四区及び第五区
	新潟県 一円	
	富山県 一円	
	石川県 一円	
	福井県 一円	
	長野県 長野市、須坂市、中野市、大町市、飯山市、千曲市、北安曇郡、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡	
岐阜県 高山市、飛騨市、下呂市、大野郡		
第三区	宮城県 一円	第三区及び第五区
	福島県 福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡、岩瀬郡、西白河郡、東白川郡、石川郡、田村郡、双葉郡、相馬郡	
	茨城県 一円	
	栃木県 一円	
	群馬県 一円	
	埼玉県 一円	
	千葉県 一円	
	東京都 一円	
	神奈川県 一円	
	山梨県 一円	
	長野県 松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、塩尻市、佐久市、東御市、安曇野市、南佐久郡、北佐久郡、小県郡、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、木曾郡、東筑摩郡	
	岐阜県 岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡、可児郡	
	静岡県 一円	
	愛知県 一円	
第四区	京都府 京都市のうち旧京北町の区域、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡、与謝郡	第二区、第四区及び第五区
	兵庫県 姫路市のうち旧安富町の区域、豊岡市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、佐用郡、美方郡	
	鳥取県 一円	
	島根県 一円（鹿足郡を除く。）	
	岡山県 津山市、高梁市のうち旧有漢町の区域、新見市、真庭市、美作市、真庭郡、苫田郡、勝田郡、英田郡、久米郡、加賀郡のうち旧賀陽町の区域	
	広島県 広島市のうち旧白木町の区域、三次市（旧甲奴町の区域を除く。）、庄原市（旧総領町の区域を除く。）安芸高田市、山県郡	
第五区	三重県 一円	第三区、第五区及び第六区
	滋賀県 一円	
	京都府 京都市（旧京北町の区域を除く。）、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡、相楽郡	

	大阪府 一円	
	兵庫県 神戸市、姫路市（旧安富町の区域を除く。）、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、川辺郡、多可郡、加古郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡	
	奈良県 一円	
	和歌山県 一円	
	島根県 鹿足郡	
	岡山県 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市（旧有漢町の区域を除く。）、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気郡、都窪郡、浅口郡、小田郡、加賀郡（旧賀陽町の区域を除く。）、	
	広島県 広島市（旧白木町の区域を除く。）、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市のうち旧甲奴町の区域、庄原市のうち旧総領町の区域、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡、豊田郡、世羅郡、神石郡	
	山口県 一円	
	徳島県 一円	
	香川県 一円	
	愛媛県 一円	
	高知県 一円	
第六区	福岡県 一円	第五区及び第六区
	佐賀県 一円	
	長崎県 一円	
	熊本県 一円	
	大分県 一円	
	宮崎県 一円	
	鹿児島県 一円	
	沖縄県 一円	
第七区	北海道 一円（渡島総合振興局管内及び檜山振興局管内を除く。）	第七区

## 二 ひのき

種苗が採取され、又は育成される区域		種苗の配布区域
第一区	青森県 一円	第一区
	岩手県 一円	
	宮城県 一円	
	秋田県 一円	
	山形県 一円	
	福島県 一円（いわき市を除く。）	
	新潟県 一円	
	富山県 一円	
	石川県 一円	
	福井県 一円	
	長野県 長野市、須坂市、中野市、大町市、飯山市、千曲市、北安曇郡、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡	
	第二区	
	茨城県 一円	
	栃木県 一円	
	群馬県 一円	
	埼玉県 一円	
	千葉県 一円	
	東京都 一円	
	神奈川県 一円	
	山梨県 一円	
	長野県 松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、塩尻市、佐久市、東御市、安曇野市、南佐久郡、北佐久郡、小県郡、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、木曾郡、東筑摩郡	
	岐阜県 一円	
	静岡県 一円	

	愛知県 一円	
	三重県 一円	
	滋賀県 一円	
	京都府 一円	
	大阪府 一円	
	兵庫県 一円	
	奈良県 一円	
	和歌山県 一円	
	鳥取県 一円	
	島根県 一円	
	岡山県 一円	
	広島県 一円	
	山口県 一円	
	徳島県 一円	
	香川県 一円	
	愛媛県 一円	
	高知県 一円	
第三区	福岡県 一円	第三区
	佐賀県 一円	
	長崎県 一円	
	熊本県 一円	
	大分県 一円	
	宮崎県 一円	
	鹿児島県 一円	
	沖縄県 一円	

### 三 あかまつ

種苗が採取され、又は育成される区域		種苗の配布区域
第一区	北海道 一円	第一区、第二区及び第三区
	青森県 一円	
	岩手県 一円	
	宮城県 一円	
	秋田県 一円	
	山形県 一円	
	福島県 一円	
	茨城県 日立市のうち旧十王町の区域、常陸太田市のうち旧金砂郷町、旧水府村及び旧里美村の区域、久慈郡	
	群馬県 吾妻郡	
	新潟県 一円	
	富山県 一円	
	石川県 一円	
	福井県 一円	
	山梨県 一円	
	長野県 一円	
	岐阜県 一円	
	京都府 京都市のうち旧京北町の区域、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡、与謝郡	
	兵庫県 姫路市のうち旧安富町の区域、豊岡市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、佐用郡、美方郡	
	鳥取県 一円	
	島根県 一円（鹿足郡を除く。）	
岡山県 津山市、高梁市のうち旧有漢町の区域、新見市、真庭市、美作市、真庭郡、苫田郡、勝田郡、英田郡、久米郡、加賀郡のうち旧賀陽町の区域		
広島県 広島市のうち旧白木町の区域、三次市（旧甲奴町の区域を除く。）、庄原市（旧総領町の区域を除く。）、安芸高田市、山県郡		
第二区	茨城県 一円（日立市のうち旧十王町の区域、常陸太田市のうち旧金砂郷町、	第二区

	旧水府村及び旧里美村の区域、久慈郡を除く。)	
	栃木県 一円	
	群馬県 一円 (吾妻郡を除く。)	
	埼玉県 一円	
	千葉県 一円	
	東京都 一円	
	神奈川県 一円	
	静岡県 一円	
	愛知県 一円	
第三区	三重県 一円	第二区及び 第三区
	滋賀県 一円	
	京都府 京都市 (旧京北町の区域を除く。)、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、 京田辺市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡、相楽郡	
	大阪府 一円	
	兵庫県 神戸市、姫路市 (旧安富町の区域を除く。)、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、 相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、 丹波篠山市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、川辺郡、多可郡、加古郡、神崎郡、揖保郡、 赤穂郡	
	奈良県 一円	
	和歌山県 一円	
	島根県 鹿足郡	
	岡山県 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市 (旧有漢町の区域を除く。)、備前市、 瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気郡、都窪郡、浅口郡、小田郡、加賀郡 (旧賀陽町の区域を除く。)	
	広島県 広島市 (旧白木町の区域を除く。)、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、 三次市のうち旧甲奴町の区域、庄原市のうち旧総領町の区域、大竹市、東広島市、廿日市市、 江田島市、安芸郡、豊田郡、世羅郡、神石郡	
	山口県 一円	
	徳島県 一円	
	香川県 一円	
	愛媛県 一円	
	高知県 一円	
	福岡県 一円	
	佐賀県 一円	
	長崎県 一円	
	熊本県 一円	
	大分県 一円	
	宮崎県 一円	
	鹿児島県 一円	
	沖縄県 一円	

#### 四 くろまつ

	種苗が採取され、又は育成される区域	種苗の配布 区域
第一区	北海道 一円	第一区及び 第二区
	青森県 一円	
	秋田県 一円	
	山形県 一円	
	福島県 会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡	
	新潟県 一円	
	富山県 一円	
	石川県 一円	
	福井県 一円	
	長野県 長野市、須坂市、中野市、大町市、飯山市、千曲市、北安曇郡、埴科郡、上高井郡、下高井郡、 上水内郡、下水内郡	
	岐阜県 高山市、飛騨市、下呂市、大野郡	
	京都府 京都市のうち旧京北町の区域、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡、 与謝郡	

	兵庫県 姫路市のうち旧安富町の区域、豊岡市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、佐用郡、美方郡	
	鳥取県 一円	
	島根県 一円	
	岡山県 津山市、高梁市のうち旧有漢町の区域、新見市、真庭市、美作市、真庭郡、苫田郡、勝田郡、英田郡、久米郡、加賀郡のうち旧賀陽町の区域	
	広島県 広島市のうち旧白木町の区域、三次市（旧甲奴町の区域を除く。）、庄原市（旧総領町の区域を除く。）、安芸高田市、山県郡	
第二区	岩手県 一円	第二区
	宮城県 一円	
	福島県 福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡、岩瀬郡、西白河郡、東白川郡、石川郡、田村郡、双葉郡、相馬郡	
	茨城県 一円	
	栃木県 一円	
	群馬県 一円	
	埼玉県 一円	
	千葉県 一円	
	東京都 一円	
	神奈川県 一円	
	山梨県 一円	
	長野県 松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、塩尻市、佐久市、東御市、安曇野市、南佐久郡、北佐久郡、小県郡、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、木曾郡、東筑摩郡	
	岐阜県 岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡、可児郡	
	静岡県 一円	
	愛知県 一円	
	三重県 一円	
	滋賀県 一円	
	京都府 京都市（旧京北町の区域を除く。）、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡、相楽郡	
	大阪府 一円	
	兵庫県 神戸市、姫路市（旧安富町の区域を除く。）、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、川辺郡、多可郡、加古郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡	
	奈良県 一円	
	和歌山県 一円	
	岡山県 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市（旧有漢町の区域を除く。）、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気郡、都窪郡、浅口郡、小田郡、加賀郡（旧賀陽町の区域を除く。）、	
	広島県 広島市（旧白木町の区域を除く。）、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市のうち旧甲奴町の区域、庄原市のうち旧総領町の区域、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡、豊田郡、世羅郡、神石郡	
	山口県 一円	
	徳島県 一円	
	香川県 一円	
	愛媛県 一円	
	高知県 一円	
	福岡県 一円	
	佐賀県 一円	
	長崎県 一円	
	熊本県 一円	
	大分県 一円	
	宮崎県 一円	
	鹿児島県 一円	
	沖縄県 一円	